

第28期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

フィンテック グローバル株式会社

「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社が発行している新株予約権の概要

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	1株当たり の発行価額 (円)	1株当たり の行使価額 (円)	権利行使期間	対象者
第10回 新株予約権 (2012年 12月28日)	255個	普通株式 25,500株	無償	30	2014年12月28日 ～2022年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第11回 新株予約権 (2013年 12月27日)	295個	普通株式 29,500株	無償	53	2015年12月28日 ～2023年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第13回 新株予約権 (2015年 1月26日)	530個	普通株式 53,000株	無償	213	2017年1月27日 ～2024年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第22回 新株予約権 (2021年 4月1日)	1,945個	普通株式 194,500株	無償	71	2023年4月1日 ～2031年2月19日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第23回 新株予約権 (2021年 12月24日)	1,815個	普通株式 181,500株	無償	52	2023年12月28日 ～2031年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	1株当たり の発行価額 (円)	1株当たり の行使価額 (円)	権利行使期間	対象者
第1回 新株予約権 (株式報酬型) (2017年 2月27日)	289個	普通株式 28,900株	116	1	2017年2月28日 ~2047年2月27日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)
第2回 新株予約権 (株式報酬型) (2018年 2月27日)	499個	普通株式 49,900株	102	1	2018年2月28日 ~2048年2月27日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)
第3回 新株予約権 (株式報酬型) (2019年 2月27日)	634個	普通株式 63,400株	167	1	2019年2月28日 ~2049年2月27日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)
第4回 新株予約権 (株式報酬型) (2021年 4月13日)	2,177個	普通株式 217,700株	62	1	2021年4月14日 ~2051年4月13日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)
第5回 新株予約権 (株式報酬型) (2022年 6月10日)	1,675個	普通株式 167,500株	45.57	1	2022年6月11日 ~2052年6月10日	当社取締役(監査 等委員及び社外取 締役を除く)

(注)1. 第10回、第11回、第13回、第22回及び第23回新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の当該新株予約権全部を放棄する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または当該新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の当該新株予約権全部を放棄する。

2. 第1回、第2回、第3回、第4回及び第5回の新株予約権(株式報酬型)の行使条件

新株予約権者は、当社において、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役 (監査等委員及び社 外取締役を除く)	第10回新株予約権	80個	普通株式 8,000株	2名
	第11回新株予約権	80個	普通株式 8,000株	2名
	第13回新株予約権	110個	普通株式 11,000株	2名
	第2回新株予約権 (株式報酬型)	104個	普通株式 10,400株	1名
	第3回新株予約権 (株式報酬型)	95個	普通株式 9,500株	1名
	第4回新株予約権 (株式報酬型)	2,177個	普通株式 217,700株	3名
	第5回新株予約権 (株式報酬型)	1,675個	普通株式 167,500株	3名
当社社外取締役 (監 査等委員を除く)	—	—	—	—
当社取締役 (監査等 委員)	—	—	—	—

(3) 当事業年度中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

2021年12月24日発行の第23回新株予約権

	当社使用人	子会社の役員及び使用人
新株予約権の交付をした人数	43名	13名
新株予約権の数	1,305個	510個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 130,500株	普通株式 51,000株
権利行使時の1株当たり払込金額	52円	
新株予約権の行使期間	2023年12月28日から2031年11月30日まで	
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。</p> <p>②その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。	

<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p>	<p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第28期事業年度に係るものに限る）の承認議案のいずれかにつき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)又は新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>
-------------------------------------	---

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 40百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、2社が当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人（以下総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

フィンテックグローバル株式会社（以下「FGI」という）は、FGI及びその子会社からなる企業集団（以下「FGIグループ」という）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは「FGIグループ行動規範」及び「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。
- (2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または監査等委員会等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程（以下「法令・定款等」という。）の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。
- (3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長（以下「社長」という。）直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長、取締役会及び監査等委員会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。
- (4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主要な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査等委員会、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いを行わない仕組みを構築する。

- (5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。
- (6) FGIグループは反社会的勢力との取引は行わず、また、反社会的勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、①から④を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。
 - ① 信用リスク
 - ② コンプライアンスリスク
 - ③ 流動性リスク
 - ④ オペレーショナルリスク
- (2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。
- (3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するため次の体制を整備する。

- (1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。
- (2) FGIは、効率的かつ機動的な業務執行のために取締役会の権限の一部を取締役へ委任する。取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。
- (3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。
- (2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社への報告が行われる体制を整備する。
- (3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署または子会社は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制
 - (1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。
 - (2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

FGIは、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の職務を補助する監査等委員会スタッフを置くこととする。

9. 上記8. の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) FGIは、監査等委員会スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (2) 監査等委員会スタッフの監査等委員会補助職務に対する指揮命令権は、監査等委員が有するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

FGIは、役職員が監査等委員会に報告するため次の体制を整備する。

 - (1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査等委員会による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査等委員会に都度報告する。
 - (2) 監査等委員会はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

- (1) 監査等委員会は、社長その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）または会計監査人とそれぞれ定期的にはまたは必要に応じて意見交換する。
- (2) 監査等委員会は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、監査等委員が子会社の監査役を兼務する。
- (3) 監査等委員（常勤）は、適時かつ的確に職務執行状況を把握するため、経営会議に出席する。また、その他の会議体の議事録、資料等を閲覧できる。
- (4) 監査等委員会は、必要に応じて、監査等委員会の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の主な取り組みを行っております。なお用語の定義は、「業務の適正を確保するための体制」と同様であります。

(1) コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・ FGIは、すべてのFGIグループの役職員の遵守規範として「FGIグループ行動規範」を定め、コンプライアンスについては別途、「FGIグループコンプライアンス規範」を制定して周知しております。
- ・ FGIは、FGIグループの法務・コンプライアンスに関する業務を専門に行う法務・コンプライアンス部を設置しており、FGIの重要な稟議事項については、法務・コンプライアンス部の合議を経ることとしております。
- ・ FGIはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関としており、経営上の重要課題として全社的なリスクマネジメント及びコンプライアンス推進に係わる事項を審議しております。
- ・ 社内教育については、入社時の職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。
- ・ 内部通報制度はFGI及び主要な子会社の「内部通報規程」に定められており、FGIのコンプライアンスオフィサー、法務・コンプライアンス部長、外部弁護士、監査等委員等を内部通報窓口として運用しております。なお、2022年6月の改正公益通報者保護法の施行に伴い、FGIは内部通報規程を改訂して体制を見直しており、当該制度を実効的に機能さ

せるための措置をとっております。

- ・ FGIグループにおいて金融商品取引業を行う会社（FGIを含む3社）は、2017年3月に金融庁から公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則すべてを採択し、2017年9月に「顧客本位の業務運営を実現するための方針」を策定、公表しましたが、これに関する取り組みを進めました。
- ・ FGIグループは重要な事項について法的な検討を実施するため、必要に応じ顧問弁護士に相談しております。

(2) リスク管理に関する取り組みの状況

- ・ リスク管理については、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、FGIグループの重要なリスクについて情報共有、現状分析、意見交換をいたしました。

(3) 取締役の職務執行

- ・ 当事業年度において、取締役会を22回開催し、月次業績等の定例報告事項のほか、取締役会規程に定められた重要項目について決議・報告するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。また取締役、執行役員及び執行部門の部門長をもって構成される経営会議を22回開催して、全般的業務執行方針、重要な業務の執行に関する事項等を協議、報告しております。
- ・ 投融資案件に関しては、審査部門により投融資先の事業内容、信用状況、担保・保証等の状況、成長性及び採算性などが検討され、投融資額が50百万円以下の場合は審査部執行役員により決裁されます。当該金額を超える投融資案件は取締役社長が決裁し、1.5億円超の案件は取締役会において決裁しております。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を組織変更の都度並びに効率化及び適正性の観点から見直しております。

(4) グループ会社管理に関する体制

- ・ 「関係会社管理規程」における子会社及び関連会社によるFGIへの報告、合議、承認に関する事項を運用することで、子会社及び関連会社の業務の適正性を確保しております。
- ・ 主要な子会社に対しては、FGIから取締役・監査役を派遣し、その業務執行を監督しております。

(5) 監査等委員会の職務執行

- ・ 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針及び監査計画に基づき監査を行っております。監査等委員会は、当事業年度に12回開催いたしました。
- ・ 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要な稟議決裁書類等を閲覧することで、重要情報や問題点を共有しております。子会社については、子会社の取締役から業務執行状況につき聴取を行い、子会社の監査役と情報交換をしております。
- ・ 会計監査人や内部監査室との情報・意見交換を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

(6) 内部監査の状況

- ・ 内部監査室が、「内部監査規程」に基づき監査計画を策定の上、主要なグループ会社を含めて内部監査を実施しております。なお、内部監査結果は、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

①連結子会社の数	18社
国内連結子会社の数	13社
在外連結子会社の数	5社
②主要な連結子会社の名称	フィンテックアセットマネジメント(株) FGIキャピタル・パートナーズ(株) SGI-Group B.V. SGI-Aviation Services B.V. (株)パブリック・マネジメント・コンサルティング (株)ムーミン物語 飯能地域資源利活用合同会社 (株)ライツ・アンド・ブランズ

③連結子会社の異動

新規設立による増加	2社	コネクトテック(株)、ケイズホールディングス合同会社
清算終了による減少	1社	フィンテックM&Aソリューション(株)

(2) 非連結子会社の数 2社

連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

- ①持分法を適用した関連会社の数 1社
国内持分法適用関連会社の数 1社
- ②主要な持分法適用関連会社の名称 (株)ジオプラン・ナムテック

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りであります。

会社名	決算日
(株)ムーミン物語	3月31日 *1
(株)ライツ・アンド・ブランズ	3月31日 *1
飯能地域資源利活用合同会社	6月30日 *2
SGL-Group B.V. (SGL-Aviation Services B.V.とその子会社3社含む)	6月30日 *2
メツァ 2号投資事業有限責任組合	8月31日 *1

*1 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

*2 決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

③棚卸資産の評価方法

商品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売用不動産、仕掛販売用不動産	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、在外子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5～47年
工具、器具及び備品	2～20年
その他	2～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用の主なソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、商標権についてはその効果の及ぶ期間（10～11年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は下記のとおりであります。

①投資銀行事業

投資銀行事業においては、主に業務受託によるファイナンス・アレンジメント業務、フィナンシャル・アドバイザー業務、アセットマネジメント業務及び航空機アセットマネジメント（航空機アドバイザー、航空機登録サービスを含む）を行っており、顧客に対する役務提供が完了した時点で顧客が支配を獲得し、契約上の履行義務が充足されると考えられることから、役務提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

②公共コンサルティング事業

公共コンサルティング事業においては、地方公共団体の財務書類作成支援及び公共施設等総合管理計画策定支援を行っており、当該履行義務は進捗度に応じて充足されると判断し、当該契約期間に亘り収益を認識しております。進捗度の測定は、作業時間が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業時間に基づくインプット法によっております。

取引の対価は履行義務を充足してから、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

③エンタテインメント・サービス事業

(イ) メッツァ関連

メッツァ関連においては、テーマパーク事業を行っております。ムーミンバレーパークに係る入場料売上は、テーマパーク内の施設の提供が履行義務であり、入場チケットの利用日に一時点で収益を認識しております。また、ムーミンバレーパークにおける物販・飲食売上は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、物販売上のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(ロ) ライセンス収入

ライセンス収入においては、主に、顧客に対する権利許諾の内容に応じて、知的財産を使用する権利に当たるものはライセンス許諾開始時に、知的財産にアクセスする権利に当たるものはライセンス期間に亘って収益を認識しております。また、当該ライセンスの供与のうち、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されるロイヤリティ収入については、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、契約上のロイヤリティレートに基づき得られると見込まれる金額に基づき、収益として認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理

当社グループは投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理を行うに際して、組合等が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生日以後10年以内の期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度にその全額を償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、連結計算書類に重要な影響を与える変更はありません。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

当会計基準の適用による連結計算書類に与える主な影響は以下のとおりであります。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(1) 代理人取引に関する収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価がそれぞれ83百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、【金融商品に関する注記】において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」(前連結会計年度2,334千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」(前連結会計年度3,625千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」(前連結会計年度2千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度
販売用不動産	4,057,167千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

販売用不動産について正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損(売上原価)として認識しております。正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額を正味売却価額としております。

②主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定には、メッツァ来園者数、テナント賃料、割引率、販売用不動産の所在する地域の市場動向や物件における収益利回りを踏まえ、正味売却価額を見積もっております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響につきましては、本感染症は長期化せず収束し、不動産賃貸市況や不動産投資市況に与える影響は限定的であるとの仮定を置いております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるメッツァ来園者数等の見積りは不確実性を伴い、販売価格は不動産賃貸や不動産投資の市況の変化により、見積りと将来の結果が異なった場合、販売用不動産の評価損の計上が必要となる可能性があります。

2.ムーミンバレーパークの有形固定資産等に対する減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度
有形固定資産	5,026,791千円
無形固定資産	25,562千円
長期前払費用	79,371千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

資産又は資産グループにおいて減損が生じている可能性を示す兆候の有無を判定し、兆候がある場合には当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。回収可能価額は使用価値により算出しております。

②主要な仮定

減損の兆候の判定及び将来キャッシュ・フローの見積りの算定に用いた主要な仮定には、ムーミンバレーパークの来園者数、客単価等を踏まえ、減損の兆候の判定及び将来キャッシュ・フローを見積もっております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響につきましては、本感染症は長期化せず収束し、将来キャッシュ・フローの見積りにおける来園者数、客単価等へ与える影響は限定的であるとの仮定を置いております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握及び減損損失の認識にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化、天候や災害等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来キャッシュ・フローが減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

3.非上場有価証券等の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度
営業投資有価証券	2,482,469千円
投資有価証券	105,581千円
売上原価（営業投資有価証券評価損）	29,999千円
関係会社出資金評価損	999千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

投資先の評価については、実現評価損のみを計上しております。また、外貨建の非上場株式等は、期末日の為替レートで換算しております。

非上場株式等の減損判定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用しております。

投資先のモニタリングにあたっては、投資先の実情（事業計画の実現可能性、市場の成長性、事業の成長性、上場可能性、資金繰り、ファイナンスの進捗状況）を勘案の上、投資先の評価を行い、超過収益力を反映した実質価額が著しく下落したと判断した投資先については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の評価を行い、超過収益力を反映した実質価額が著しく下落したか否かを判断し投資先の評価を行っております。その主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の成長率、事業計画に含まれる経営改善施策を反映した営業収益や利益水準及び当社グループの投資の回収計画の実現可能性であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に非上場株式等の評価損の計上が必要となる可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1.有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	717,453千円
工具、器具及び備品	1,599,018千円
その他	44,984千円
合計	2,361,456千円

2.担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金	158,500千円
仕掛販売用不動産	130,765千円
営業投資有価証券	1,363,641千円
	(1,363,641)千円
建物及び構築物	4,208,813千円
土地	492,147千円
消去されている連結子会社株式	8,900千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	402,750千円
	(7,000)千円
長期借入金	6,821,000千円
	(1,093,000)千円

上記のうち()内書はノンリコース債務に対応する担保資産及び対象となる債務を示しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1.連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 201,295,200株

2.当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2012年12月21日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	25,500株
2013年12月20日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	29,500株
2014年12月19日開催の株主総会の特別決議によるストック・オプション	普通株式	53,000株
2017年2月10日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	28,900株
2018年2月9日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	49,900株
2019年2月12日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	63,400株
2021年3月29日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	217,700株
2022年5月26日開催の取締役会決議によるストック・オプション	普通株式	167,500株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資家もしくは金融機関から適時・適切な必要資金の調達を行い、プリンシパルインベストメントに使用しております。これらの事業に関して、適切なリスク管理に取り組み、リスクに見合った利益を獲得できる優良資産の維持・拡大に努める方針であります。

デリバティブ取引は、後述のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループのプリンシパルインベストメントは、当社グループ自身が資金拠出者として投融資を行う業務であり、その貸付債権や投資有価証券は、案件参加者の信用リスク・投融資対象資産や担保資産に関する価値及び市場価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にテーマパーク設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建有価証券に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、当社グループ各社の諸規程に従い、個別案件毎の与信審査（プロジェクトのスキームの審査も含む）を行うとともに、定期的にモニタリングを行って、期日や残高、プロジェクトの状況の管理をしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、支払金利等の変動リスクを抑制するために、当社グループが行う融資と、そのための必要資金の調達における固定金利・変動金利のマッチングを推進しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金管理担当部門が資金繰計画を作成・更新し、回収資金と資金返済の期日を集約して管理することで、手許流動性を一定水準に維持するなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

((注1)をご参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業投資有価証券	-	-	-
(2) 営業貸付金	371,665	-	-
貸倒引当金(※1)	△80,554	-	-
	291,111	290,864	△246
(3) 長期貸付金(※2)	43,336	-	-
貸倒引当金(※1)	△10,063	-	-
	33,272	33,272	-
資 産 計	324,383	324,136	△246
(1) 長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	7,713,594	7,711,120	△2,473
(2) リース債務(※3)	418,117	416,343	△1,774
負 債 計	8,131,711	8,127,463	△4,248

(※1) 営業貸付金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金43,336千円は、流動資産のその他に含まれる1年内回収予定分8,332千円を含めております。

(※3) リース債務は流動負債、固定負債の合計額であります。

(※4) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、短期貸付金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式	483,964
投資事業有限責任組合出資金	13,019
リミテッド・パートナーシップへの出資金	76,833
匿名組合出資金	472,792
信託受益権	1,435,859
投資有価証券	
非上場株式	32,000
投資事業有限責任組合出資金	236
関係会社株式等	73,325
その他	19

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
営業貸付金	13,800	277,865	-	-
長期貸付金	8,332	25,004	-	-
合 計	22,132	302,869	-	-

(※) 営業貸付金のうち、実質的に経営破たん陥っている債務者に対する債権、貸倒れが懸念される債権等、償還予定額が見込めない80,000千円は含めておりません。また、長期貸付金のうち、実質的に経営破たん陥っている債務者に対する債権、貸倒れが懸念される債権等、償還予定額が見込めない10,000千円は含めておりません。

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	529,252	6,875,042	43,200	40,428	38,505	187,167
リース債務	260,095	133,420	17,811	6,790	-	-
合 計	789,347	7,008,462	61,011	47,218	38,505	187,167

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定された時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	－	290,864	－	290,864
長期貸付金	－	33,272	－	33,272
資産計	－	324,136	－	324,136
長期借入金	－	7,711,120	－	7,711,120
リース債務	－	416,343	－	416,343
負債計	－	8,127,463	－	8,127,463

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業貸付金及び長期貸付金（1年内回収予定の長期貸付金を含む）

営業貸付金及び長期貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、貸倒れが懸念される債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

これらの営業貸付金及び長期貸付金の時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの長期借入金の時価は、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		外部顧客への売上高			セグメント間の内部売上高 又は振替高	合計
		顧客との契約から生じる収益	その他の源泉から生じる収益(注)	計		
報告セグメント	投資銀行事業	3,892,502	854,012	4,746,515	227,214	4,973,729
	業務受託	1,359,347	—	1,359,347	36,000	1,395,347
	プライベートエクイティ投資・アセット投資	—	759,931	759,931	—	759,931
	メッツァビレッジ	73,925	94,081	168,007	191,214	359,221
	航空機アセットマネジメント	2,452,990	—	2,452,990	—	2,452,990
	その他	6,237	—	6,237	—	6,237
	公共コンサルティング事業	334,130	—	334,130	12,000	346,130
	エンタテインメント・サービス事業	4,221,327	—	4,221,327	64,668	4,285,995
	メッツァ関連	2,344,079	—	2,344,079	64,668	2,408,747
	ライセンス収入・アニメ放映権収入	1,877,247	—	1,877,247	—	1,877,247
合計		8,447,959	854,012	9,301,972	303,882	9,605,855
調整額		—	—	—	△303,882	△303,882
連結計算書類計上額		8,447,959	854,012	9,301,972	—	9,301,972

(注) 「その他の源泉から生じる収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく投資収益が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	661,123	1,004,074
契約資産	92,703	109,628
契約負債	149,455	125,740

契約資産は、公共コンサルティング事業の請負契約において、進捗度に応じた収益計上に係る未請求の対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客による検収時に売上債権へ振り替えられます。

契約負債は「流動負債」の「その他」に含めて計上しております。契約負債は、主としてメツツァ関連のスポンサー協賛金及びライセンス収入のミニマムギャランティについて、顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、149,455千円であります。また、当連結会計年度において契約資産が増減した理由は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（契約資産の減少）によるものであります。契約負債が増減した理由は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	32円	72銭
1株当たり当期純利益	0円	88銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 子会社の異動による連結範囲の変更

当社連結子会社（孫会社）である株式会社ライツ・アンド・ブランズ（以下、「RBJ」）は、2022年11月8日付の同社取締役会において、「ムーミン」の版元であるMoomin Characters Oy Ltd（フィンランドヘルシンキ、以下「MC」）及びMCの独占代理店R&B Licensing AB（スウェーデンストックホルム、以下「R&B」）がRBJの既存株主の保有するRBJ株式42.3%を全て譲り受けることを承認いたしました。当該株式譲渡は2023年5月に完了する見込みですが、株式譲渡後はRBJ株式についてMC及びR&Bが合計で57.7%、当社子会社の株式会社ムーミン物語（以下「ムーミン物語」）が42.3%それぞれ保有する見込みとなりました。また、当社がRBJに派遣する取締役1名から退任する旨の連絡を受けました。

これらの結果、翌連結会計年度（2022年10月1日から始まる連結会計年度）以降、RBJは当社の連結の範囲から除外され持分法適用関連会社となり、同社の経営成績は連結損益計算書において持分法投資損益として反映されます。

(1) 異動の理由

RBJは、ムーミン物語が42.3%出資しておりますが、現時点において実質支配力基準（※）に基づく当社子会社（孫会社）に該当しております。

RBJは、MC及びR&Bが掲げるムーミンのグローバル戦略「One-Moomin」を軸としてムーミンブランドの価値を更に高めていく戦略を推進しています。RBJは今回の株式譲渡が「One-Moomin」戦略を加速させ日本国内でのムーミンビジネスを発展させるものであることから、当該株式譲渡を承認することといたしました。当該株式譲渡は2023年5月に完了する見込みですが、この結果MC及びR&Bの企業グループがRBJ株式の過半数を保有することとなる見込みです。また、当社がRBJに派遣する取締役1名が退任することとなったことで、当社及びムーミン物語が派遣する取締役がRBJ取締役会の過半数に達しないこととなりました。これらにより、RBJは実質支配力基準に基づく当社連結子会社に該当しないこととなったため、持分法適用関連会社に異動することとなりました。

なお当社及びムーミン物語は、当該株式譲渡が日本のムーミンビジネスの発展につながりRBJ及びムーミン物語の企業価値向上に貢献するものであることから、賛同しております。

※議決権割合が40%以上かつ50%以下であり、当該取締役会の構成員の過半数が当社出身者

(2) 異動した子会社の概要

(1) 商号	株式会社ライツ・アンド・ブランドズ
(2) 所在地	東京都品川区上大崎3-1-1 目黒セントラルスクエア15階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 伊東 久美子
(4) 事業内容	著作権の譲渡契約及び利用契約の仲介など
(5) 資本金	45百万円
(6) 設立年月日	2018年3月16日

(3) 日程

RBJ取締役会決議日	2022年11月8日
RBJ株式譲渡の完了	2023年5月(予定)

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、2022年12月22日開催予定の定時株主総会に資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1) 目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の利益配当などの資本政策の実施に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項並びに第452条第1項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少及び並びに剰余金の処分を行うものです。

なお、資本金の額の減少については、払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数は変更せず、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。資本金、資本準備金及び利益準備金の額が減少しますが、繰越利益剰余金が同額増加するため、当社の純資産額にも変更はございません。

(2) 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

①減少する資本金の額

2022年9月30日現在の資本金の額6,471,266,457円のうち1,098,930,229円を減少して、減少後の資本金の額を5,372,336,228円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

②減少する資本準備金の額

2022年9月30日現在の資本準備金の額4,036,488,964円を全額減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

③減少する利益準備金の額

2022年9月30日現在の利益準備金の額47,303,671円を全額減少し、減少後の利益準備金の額を0円といたします。

④資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額の減少額1,098,930,229円及び資本準備金の減少額4,036,488,964円は、その他資本剰余金に振り替えます。

また、利益準備金の減少額47,303,671円は、繰越利益剰余金に振り替えます。

⑤資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日

2023年1月27日（予定）

(3) 剰余金の処分の要領

資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金5,135,419,193円全額を繰越利益剰余金に振り替えて利益準備金の額の減少額とともに欠損補填に充当いたします。これにより、繰越利益剰余金の残高は0円となります。なお、剰余金の処分の効力発生日は2023年1月27日を予定しております。

(4) 今後の日程

取締役会決議日	2022年11月8日
株主総会決議日	2022年12月22日（予定）
債権者異議申述公告日	2022年12月26日（予定）
債権者異議申述最終期日	2023年1月26日（予定）
効力発生日	2023年1月27日（予定）

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(3) 棚卸資産の評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～47年
工具、器具及び備品	5～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用の主なソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。

5.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は下記のとおりであります。

当社は、主に子会社に対する経営指導及び不動産賃貸を行っております。

経営指導については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で顧客が支配を獲得し、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

不動産賃貸については、メッツァビレッジの施設等を賃貸しており、賃貸借取引については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に従い収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

6.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理

当社は投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資の会計処理を行うに際して、組合等が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に影響を与える変更はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「預り金」(前事業年度11,999千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

【会計上の見積りに関する注記】

1.販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	当事業年度
販売用不動産	4,071,720千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】 1.販売用不動産の評価」の内容と同一であります。

2.非上場有価証券等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	当事業年度
営業投資有価証券	953,470千円
投資有価証券	32,019千円
関係会社株式	294,986千円
関係会社出資金	511,632千円
売上原価（営業投資有価証券評価損）	29,999千円
関係会社出資金評価損	999千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】 3.非上場有価証券等の評価」の内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1.減価償却累計額

建物	50,917千円
工具、器具及び備品	99,679千円
合計	150,597千円

2.貸出コミットメント契約

貸出コミットメントの総額	500,000千円
貸出実行残高	400,000千円
貸出未実行残高	100,000千円

3.保証債務

関係会社の以下の債務に対し、保証を行っております。

(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの借入金	30,000千円
コネクotteック(株)の借入金	130,000千円

4.関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	851,444千円
長期金銭債権	276,541千円
短期金銭債務	141,451千円
長期金銭債務	2,079,301千円

5.担保に供している資産及び債務

(1) 担保に供している資産

建物	38,591千円
土地	48,457千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	46,250千円
---------------	----------

【損益計算書に関する注記】**関係会社との取引****営業取引による取引高**

売上高	1,158,748千円
売上原価・販売費及び一般管理費	178,613千円
営業取引以外の取引高	522,964千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	20株
------	-----

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,820,470 千円
賞与引当金繰入超過額	8,297 千円
貸倒引当金繰入額	217,086 千円
退職給付引当金繰入超過額	33,707 千円
貸倒損失	184,967 千円
固定資産売却益	481,322 千円
営業投資有価証券評価損	58,223 千円
投資有価証券評価損	20,212 千円
関係会社株式評価損	651,584 千円
関係会社出資金評価損	301,234 千円
その他	143,250 千円
繰延税金資産小計	3,920,357 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,820,470 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,099,887 千円
評価性引当額小計	△3,920,357 千円
繰延税金資産合計	- 千円

繰延税金負債

その他	△5,887 千円
繰延税金負債合計	△5,887 千円
差引：繰延税金負債の純額	△5,887 千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	フィンテック アセットマネジメント(株)	(所有) 直接100.0 間接-	経営指導・業務 委託契約、出向 契約、資金の借 入、役員の兼任	アドバイザー 報酬	679,000	-	-
				資金の借入 (注1)	230,000	短期借入金	45,000
				資金の返済	315,000		
	(株)パブリック・マネ ジメント・ コンサルティング	(所有) 直接83.8 間接-	資金の援助、役 員の兼任、債務 保証	資金の貸付 (注2)	55,000	-	-
				資金の回収	55,000	-	-
				金融機関借入に対 する 債務保証 (注3)	30,000	-	-
	(株)ムーミン物語	(所有) 直接43.5 間接8.3	経営指導・業務 委託契約、出向 契約、定期建物 賃貸借契約、資 金の援助、役員 の兼任	不動産賃料の受取 (注4)	189,211	売掛金 (注5)	167,175
				経営指導料	13,257		
				資金の貸付 (注2)	100,000	短期貸付金 (注5)	500,000
				利息の受取 (注2)	12,008	未収利息 (注5)	31,076
	(株)Kukkula	(所有) 直接- 間接-	匿名組合出資先	匿名組合出資金分 配益の現金分配	210,000	関係会社出資金	102,274
	ケイズホールディ ング合同会社	(所有) 直接- 間接-	匿名組合出資 先、資金の援助	資金の貸付 (注2)	65,000	-	-
				資金の回収	65,000	-	-
aviner(株)	(所有) 直接100.0 間接-	資金の援助	利息の受取 (注2)	8,567	未収利息	1,854	
					長期未収利息	5,944	
コネクトテック(株)	(所有) 直接100.0 間接-	役員の兼任、債 務保証	金融機関借入に対 する 債務保証 (注6)	130,000	-	-	

(取引条件等の決定方針)

(注1) 資金の借入については、市場水準を勘案して利率及び手数料を決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場水準を勘案して利率及び手数料を決定しております。

(注3) 当社は、(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの金融機関借入に関して債務保証をしております。なお、取引金額は債務保証を行っている金額を記載しております。

(注4) 賃料の決定は、近隣の賃料相場を参考にして、協議の上決定しております。

(注5) (株)ムーミン物語への貸付金等に対し、605,119千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において450,024千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

また、(株)ムーミン物語に対する未実行の貸出コミットメント残高100,000千円に対し、78,610千円の債務保証損失引当金を計上しており、当事業年度において78,610千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

(注6) 当社は、コネクotteック(株)の金融機関借入に関して債務保証をしております。なお、取引金額は債務保証を行っている金額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	26円 86銭
1株当たり当期純損失	1円 94銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、2022年12月22日開催予定の定時株主総会に資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の利益配当などの資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

詳細は、連結注記表【重要な後発事象に関する注記】をご参照ください。